

公募型プロポーザルの公告

別府市総合計画・総合戦略策定支援業務委託について、公募型プロポーザルにより業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和元年6月28日

別府市長 長野 恭紘



1 業務概要

(1) 業務の名称

別府市総合計画・総合戦略策定支援業務

(2) 業務目的

令和2年度を初年度とする次期別府市総合計画及び次期総合戦略の策定に関する支援を実施することを目的とする。

(3) 業務内容

次期総合計画及び次期総合戦略の策定に関する業務内容については、別添の「別府市総合計画・総合戦略策定支援業務基本仕様書」（以下、「基本仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和2年3月13日まで

(5) 履行場所

別府市上野口町1番15号 別府市役所 ほか

2 参加資格

本プロポーザルに参加申込できる者は、公告日現在において、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 本業務を遂行できる実績、技術的能力と十分な財務的基礎を有していると認められること。
- (2) 地方公共団体が策定する総合計画（総合計画に係る「基本構想」または「基本計画」でも可）または地方版総合戦略の策定業務（以下「同種業務」という。）を元請事業者として完了した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 経営者等（事業主又は法人の役員、支配人若しくはその支店若しくは営業所を代表する者

をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。)でないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職者を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(8) 本プロポーザルの公告日から契約締結日までのいずれの日においても、別府市の規程による競争入札参加資格制限を受けていない者であること。

### 3 参加手続等

(1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)

別府市企画部総合政策課総合企画係

住所 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

TEL: 0977-21-1122

E-mail: pco-pf@city.beppu.lg.jp

(2) 実施要領及び参加申込書等の様式の交付期間等

ア 交付期間

令和元年6月28日(金)から7月24日(水)17時まで

イ 交付方法

別府市公式ホームページからダウンロード

[https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu\\_keiyaku/itaku/sogosenryaku.html](https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu_keiyaku/itaku/sogosenryaku.html)

(3) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問票(様式第7号)を電子メールで事務局へ提出すること。質問票の受信を確認した後、受け付けた旨のメールを返信する。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質問に対する回答は、別府市公式ホームページに掲載する。

ア 質問の受付期間

令和元年7月1日(月)9時から7月9日(火)12時まで

イ 質問に対する回答

令和元年7月3日(水)から7月10日(水)17時まで

ウ その他

質問に対する回答事項については、実施要領及び基本仕様書の追加又は修正とみなす。

(4) 参加申込

ア 参加申込の受付期間

令和元年7月2日(火)9時から7月11日(木)17時まで

イ 参加申込時の提出書類

実施要領 8 ページ別表 1 「提出書類一覧」のとおり

ウ 提出書類の提出方法

事務局へ持参または宅配便等受取が確認できる方法で提出すること。なお、提出の際は、封筒等の表面に「参加申込書在中」と朱書きすること。

エ 提出場所

前記 3 (1) に同じ

オ 一次審査

参加資格に関する一次審査を行い、その結果は、令和元年 7 月 12 日 (金) に事務局から電子メールで通知する。

4 企画提案書等の提出

一次審査を合格した旨の通知を受けた事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類及び部数

実施要領 8 ページ別表 1 「提出書類一覧」のとおり

(2) 提出場所

前記 3 (1) に同じ

(3) 提出方法及び期限

持参又は宅配便等受取が確認できる方法で提出すること。

令和元年 7 月 16 日 (火) 9 時から 7 月 24 日 (水) 17 時まで

5 審査の手続き及び候補者の選定

提出された企画提案書等の審査は別府市が設置する別府市総合計画・総合戦略策定支援業務プロポーザル審査委員会が行い、最も評価の高い事業者を受託者として選定する。

(1) 一次審査 (書面審査)

(2) 二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング審査)

ア 日時 令和元年 7 月 26 日 (金) (予定)

イ 実施場所 別府市役所本庁 5 階 大会議室

6 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

ア 参加申込時の提出書類及び企画提案書に虚偽の記入をした者

イ 提案金額が業務委託料の限度額を超過した企画提案書を提出した者

ウ 公告日現在において参加資格がなく企画提案書を提出した者または公告日から委託契約の前日までの間に参加資格を有しなくなった者

エ 参加申込時の提出書類及び企画提案書の作成留意事項、提出方法に適合しない者

オ 複数の企画提案書を提出した者

カ 本プロポーザルに関して別府市総合計画・総合戦略策定等支援業務プロポーザル審査委員会の委員と接触を行った者

- キ 企画提案書に盗用した疑いがあると別府市総合計画・総合戦略策定等支援業務プロポーザル審査委員会が認めた者
- ク 別府市総合計画・総合戦略策定等支援業務プロポーザル審査委員会が不適格と認めた者
- ケ 二次審査の結果、総得点500点満点中の得点が300点未満の者

#### 7 プレゼンテーションの結果通知

令和元年7月26日（金）に別府市公式ホームページで公表し、二次審査の参加者全員に結果を書面で通知する。

#### 8 契約について

- (1) 二次審査で選定された最優秀企画提案者を業務委託の契約候補者とし、契約締結の交渉を行う。
- (2) 最優秀企画提案者が、次のアまたはイに該当した場合は、次点者を契約候補者として契約交渉を行う。
  - ア 本業務委託契約締結交渉が不調となった場合
  - イ 都合により最優秀企画提案者が辞退した場合
- (3) 契約手続き及び契約書は別府市契約事務規則（平成2年別府市規則第46号）の定めるところによるものとする。

#### 9 その他の留意事項

詳細は、実施要領、基本仕様書による。

不明な点は、前記3（1）に問い合わせること。